

第12回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成25年11月21日(木)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 19人

藤井委員, 大江委員, 三浦委員, 森越委員, 木村委員, 阿部委員, 小松委員, 野村委員, 青田委員, 亀井委員, 数又委員, 加藤委員, 横山委員, 小原委員, 水戸委員, 小林委員, 武田委員, 長谷委員, 千原委員

(2) 事務局 6人

子ども未来部 岡崎部長, 宿村課長, 柴田課長, 加藤課長, 小林係長, 宮越主任主事

2 配付資料(当日配付) グループ討議のため配付資料なし

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もお寒い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。いつの間にか冬になってしまいました。さて、子ども条例のめぐっての議論はずっと重ねてきておりますが、その中で私が思いまのが多様性という言葉が最近考えております。多様性(ダイバーシティ)は生物の主の多様性であるとか、企業の人材の多様性、あるいは働き方の多様性といった使われ方をしています。子どもがそれぞれの発達に応じて生きる力を身に付けて、子どもが自らの人生を幸せに生きぬいてほしいというのは、私達みんなが願っている思いだろうと思います。まず、願いは一つのゴールかもしれませんが、ゴールは同じであってもそこに行き着く考え方は様々だと思えます。子ども条例の議論も重ねる中で、時には多様性の尊重という視点をもって忌憚なくお話をし、同時に他の委員のご意見を聞いて議論を進めていただく事も、逆説的な言い方にはなりますけれども議論を集約していくうえで、有意義な事ではないかという感想をもったところがございます。どうか本日も大いに語り合っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第11回会議録について

【事務局】 第11回会議録につきましてご説明いたします。遅くなりましたが11月18日(月)に委員の皆様へ発送いたしております。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせ頂きたいと思えます。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては今月末を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第11回会議録の説明がありました。何かご質問やご意見等はありませんか。
ないようですので、議事に入りたいと思います。

4 議事

【委員長】 条例の必要性、目的、方向性、理念など、条例の根幹についてですが、前回の委員会から引き続きとなります。前回同様グループに分かれて協議をして行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 今回のグループ討議につきましては、前回の継続ということで、グループにつきましても同じメンバーとさせていただきます。基本的には前回と同じテーマですので、前回使ったホワイトボードを机の上に置かせていただいております。また模造紙等を活用していただいております。また、その議論に合わせて今後協議が必要なテーマ等についてもご検討いただければと思います。この条例の方向性に係るグループ討議につきましては、今後のスケジュールの関係もございますので、今回で一端まとめていただくという事で、よろしく願いいたします。なお、時間配分につきましては、協議の進み具合にもよりますが一応60分～70分程度を予定しております。その後発表に向けたまとめが10分。発表が条例の方向性とそれに基づく今後の協議が必要なテーマに関する内容を合わせまして10分程度で1グループお願いいたします。以上でございます。

【委員長】 それでは事務局に対して質問はありませんか。ないようですので早速各グループで作業に入らせていただきますが、前回いろんなご意見があった中で、例えば児童の権利に関する条約をきちんと読んでおこうとか、私も改めて読み直してきたところでございます。多様なご意見が出ることを期待しております。よろしく願いいたします。

【全委員】 グループ討議 開始

・第1グループ（A・Bグループ）

[藤井委員, 小松委員, 野村委員, 武田委員, 大江委員, 阿部委員, 加藤委員]

・第2グループ（C・Dグループ）

[三浦委員, 千原委員, 横山委員, 森越委員, 青田委員, 水戸委員]

・第3グループ（E・Fグループ）

[木村委員, 小原委員, 亀井委員, 数又委員, 小林委員, 長谷委員]

【委員長】 時間になりましたので発表していただきたいと思います。前回第1グループから発表となりましたので、今回は第3グループから発表をお願いいたします。

【第3グループ】 私達のグループは前回とほぼ変わっていませんが、子どもの育ちのためには豊かに育つ事が大切だという事で、4つの柱が大事だという事を改めて考えました。子ども条例を骨格として、安心して生きるためには、いじめが無くなれば良いとか家庭で不安なく過ごす事ができれば良いということで、その条例が市の施策として発生して、関係団体に働きかけられるような条例を作った方が良いという意見にまとまりました。関係団体が子ども達に優しいまちを作りやすくするための子ども条例という意味合いです。それから子ども自身がこの条例を理解し、子ども自身の権利を学ぶ機会をきちんと作ってあげたほうが良いという意見も出ました。今回はこんな感じの内容でした。以上です。

【第2グループ】 第2グループでは、前回も今回もかなり熱い議論が繰り広げられました。全員の意見が一致した事をわかりやすくまとめましたので、そこから発表していきたいと思います。まず一番初めに「権利」と「健全育成」は対立する関係ではないという事が私達の意見です。「権利」と「健全育成」どちらを盛り込むことが良いか、前回から議論が繰り広げられてきましたが、今回話を進めていく上で、「権利」と「健全育成」が最終的に目指すところはどちらも子どもを安心して育てられるまちで、2番目に書いてある〇〇な大人に育ててほしい環境を地域や企業、家庭、学校、行政等が整えてあげる事を目標とするのであれば、「権利」と「健全育成」は別に対立している関係でないのではないかという考えにまとまりました。次に子どもが置かれている環境についてですが、子ども自身が意見を言える事、このことを条例に盛り込む事については、意見がまとまりましたがどのように文章化するか、どのような立ち位置で条例に盛り込んで行くのかという事は、まだまとまりきれっていませんが、意見が言えることが重要な事なので何とかして条例には入れたいという意見にまとまりました。次に函館は少子化傾向にあるが、不登校やいじめや虐待など、子どもがおかれている環境には様々な問題がたくさんあるので、それらを克服する事は、子どもにとって函館が素敵なまちになっていき、大人にとっても安心して子育てできるまちにする事が重要であるというのが共通認識でした。一番下に書いてあるポイントで、大人の子ども観、大人が持つ子育て観を大人自身がまず育てなければ、子ども達にも正しい事を教えてあげられない。親達が例えば職場間でのいじめをしていたら、まず子どもにいじめをするのはやめなさいと言えるわけでもありませんし、大人自身の倫理観をしっかり持つ事が重要ですし、大人が持つ子ども観がそれぞれ違うと子どもに対する接し方、しつけのレベルが親によって全然違ったり、しつけなのか虐待なのかという違いがでてくるという意見が

ありましたので、大人の子ども観や子育て観自体を学べるように育てられるように条例に盛り込むべきではないかという意見がでました。ここまでが第2グループの中での共通した意見です。

【副委員長】 質問があります。理論的には重要なポイントで、ここにある共通のたくましさというものはありますか。

【第2グループ】 子どもが最終的に親から自立した場合だけではなく、他の部分もあると思います。経済的にも精神的にも自立した大人になってほしい。そういう環境を今を生きている大人が作って行く必要がある。

【第1グループ】 今日の我々の話し合いは、多様な意見がたくさん出て収集がつかなくなってしまうました。でも基本的には、他のグループで出してくれた意見とほぼ同じ意見が出ていました。現在の子ども像や未来の子ども像、大人の子育て観ではいろんな意見がでました。文字で書くと非常にきれいに見える事でも現実にはそれだけではすまない事が沢山あります。そのどろどろした部分というものをどのように整理していくのかは非常に難しい事だと思います。例えば自由を十分に与えるということと、ある程度コントロールしていかないと子どもは育っていかない。単純のようだがこれは現実的にはどろどろと渦巻いているところで、整理するのは非常に難しいと思います。ただ、最後に話をしていましたが、強い意見を出し合ったおかげで何となく方向（皆さんの立ち位置）が近づいてきた感じがします。そう考えると目的や方向性や理念は、それぞれが大人の子育て観の違いにより、ひとり一人の価値観によって千差万別にたくさん出てきます。その千差万別で出てくるものをどのようにエキスにして行くのか。そういう中身が両極端で無くなってきた感じがします。100もしくは0ではなくて50の方にお互いに近づいて良いものを作って行ければという話し合いでした。以上です。

【小林委員】 質問ではありませんが、第3グループで論議した中で市民憲章とのつながりを明確にした議論がありました。市民憲章の本文の一番にあたたかいまちというのがあります。子どもにとってあたたかい場所とは何か。そういうような紐解きで議論していきました。つまり子どもにとってあたたかいまち、住みよいまちは具体的にどういうことかと言うと、言い換えると豊かに育つ子ども達を地域社会が担っていく。グループ内では新たに議論したのは、その中でのつながりを憲章から子ども条例を見つめていく事で議論をしましたということをつけ加えさせていただきます。

【委員長】 何か他ございませんか。無いようなので第1グループでの補足を私からお話します。子育て観についてはかなり意見がでました。最初に子どもの

尊厳を認めるだとか、子どもが今を幸せに生きる事を大事にするかだとか、子どもにとって今を幸せに生きていく豊かな環境づくりから入っていきましたが、その中で子どものしつけという社会化が必要か不要か。例えばトイレトレーニングや箸を使えるようになるだとか。小学校では読み書きそろばん等が必要だとか。いろいろな意見がでましたが、それを否定するものではない。ただその時に子どもにまったく納得する、しない事ではなく、大人が必要だからと言って強引にやらせるか。それとも子どもと信頼関係のもとで子どもの意見を受け止めながら、納得の中でやって行くのかという意見もでました。ただ発達段階で1歳児、2歳児について、どのような形で納得させることができるかなどで、そのような意見の中から、文化の伝承は必要だが大人の子どもへの接し方が終息して来たような気がします。大人の子どもの幸せを考える役割と見た時に、学校、家庭、地域社会、関係機関や行政がどのような関係を持っていくのかというような意見が出ていました。「健全育成」や「権利擁護」が密接に関係しているように思われます。

今日、条例の方向性や理念等についてある程度終息を見られれば、私としては、検討委員会で委員がある程度中心となってやって来ましたので、事務局への提言に対する要望は事務局側でも受けるという事ですので、事務局提案もあるが検討委員会として、意見を提言書に盛り込んでほしいとか話し合いをしてほしいとかということも出来ると思います。次回は1月になりますが、これまでの話で特に話をしてほしい内容があれば出していただいて、事務局にもんでもらいたいと思います。いかがでしょうか。

【森越委員】 第2グループでシビアに対立した事は、子どもの権利条約の中で一番大事にされているのは、子どもにとっての最善の利益が大事にされるのか。その最善の利益とは何なのかということと、どういうふうな形で大人社会に受け止めるのか、子どもがどれだけ自由に意見を述べる事ができるのか。ここがもの凄く大事な条約の骨子になっていると思いますが、子どもが大人社会に向けてお話しする事、あるいは尊重するという事は共通していて、3番目に書いたものですが、何で意見がぶつかったかと言うと、今でも大人は子どもに耳を傾けているよ。だからあえて制度化しなくてもよい。私は個々の子どもの意見について受け入れる社会を制度化する必要があると思うが、いやそこまでは必要が無いという意見がありました。十分に意見が述べる事ができる。そして、大切に尊重する事は良いとしても制度化するまではと言う意見がありました。事務局が可能であれば、子どもの権利条例があちこちで出来てきて子どもの意見を制度として、どのように救済しているかをお調べいただきたいと思います。私の記憶では子ども議会を年1、2回やるとかあったと思いますが、子ども議会の中で児童公園でボール投げをしてはいけない。私の近くにも公園はありますが、ほとんど子どもが遊んでいない。子どもが意見表明をできるどういう場所が必要なの

か。個々で耳を傾けたのが間に合わなかったのが、今の現実だと思いますので、その意見の取り入れ方を工夫している条例をお調べしていただきたいと思います。

【委員長】 事務局，子どもの意見表明について調査をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 次回の委員会の開催に向け、今の意見を含めた他都市の状況を調べてお示したいと思います。

【野村委員】 今回の関連で、前回グループ討議で資料をお配りしまして意見を述べたところですが、子どもの目的を実現するための具体的な施策に結びついて行かないと建前論だけの条例では、意味がないとまでは言いませんが問題があると思います。そこで実効性のある条例の一つの例として子どもが厳しい状況にありますので、札幌市の救済機関の制度化を第11回の検討委員会で提案しています。子どもの権利侵害ですとか子どもからの意見を受け止めてあるいは保護者を含めて対応するような仕組みづくりに結びつけるような条例になっていただきたいと思います。今回の参考資料として子どもの権利条約とは、単に建前論だけではなく具体的に子どもがより良い生活や生きていくためにできるツールだという例として、私が関わっている不登校の関係の子ども達が子どもの権利条約を学ぶ事によって「子どもの権利宣言」を出しています。そこで（1）で子どもの事は子どもに聞いてと。これはまさしく意見表明権だと思いますので、大人が用意した枠組みを受け入れるだけではなく自ら参加していく主体であり、それを受け止める大人の側の力量が必要だと思います。まずは子どもの声を聞く事が非常に大事だと思います。こういう権利条約を子どもたちが学ぶ事によって、子どもたちの具体的な宣言が載っています。非常に優れた内容だと思っています。

【三浦委員】 森越委員の発言で子ども会議については、川崎市と豊田市があると思いますので、そこを調べていただければと思います。

【委員長】 他にどうでしょうか。次回は1月になりますが、今出していただきましたものについて、一つは子どもの意見表明について他都市の勉強をする。次に子どもの声を直接聞く事で、今後何か事務局で用意はありますか。

【事務局】 時期は遅れていますが、検討委員会に合わせまして市といたしましても関係団体や子どもからも直接意見を聞きながらまとめて、この検討委員会でお示しをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【小林委員】 まだ見えませんが、一応5月に提言書（案）が出来るのは、そうすると1月，2月，3月しかありません。その中で最終的には事務局でご判断される事となりますが、これまで議論してきましたから、できるだけ5月に近い段階で5，6人で集まって起草案を作って事務局に手渡す事はどうなんでしょうか。お考えがありますか。

【委員長】 検討委員会の中で議論していくこととなります。今日出た中で特に深く話し合いたい内容がありましたら、話して行っても良いのではないかと。例えば次回は盛り込みたい項目について出し合う事も可能だと思います。

【加藤委員】 （仮称）子ども条例となっているが、条例の名前が非常に大事になってくるのではないかと思います。子ども未来部という部になりましたが、子ども部でなくて良かったと思います。子どもは未来だとそれぐらい大事なんだという決意が示されていると思っています。そういう点で、私は「子ども条例」では何を主張したいのかわかりません。ぜひそこについても議論を深められたらと思います。私個人としては「権利」という言葉を含めたい気持ちはあります。それは子ども達の最も深刻ないじめの問題で、自分と同じように相手にも尊厳があり安心して生きていく権利がある。それは大人の社会においても相手を大切に。相手の権利をしっかり認めていく。この検討委員会でも、激しい議論をするグループもありましたが、当然相手の人格を否定する事はしませんし、積極的な議論が出来るのは相手の権利や発言を認める事が大切であって、権利を大切に。条例ができたならと思います。もう一つ私は子ども白書作成委員会の代表として委員会に参加していますが、ここの委員会に参加している団体の方々にもご協力していただいてこの間まとめてきましたが、12月20日にやっと完成する予定となっております。次の検討委員会には間に合いますので、ページ数も膨大で別冊も作っている状況ではありますが、本当に子ども達の声は山ほどありますので、ぜひ各委員の皆さんに読んでいただいて参考にさせていただきたいと思います。以上です。

【三浦委員】 2回に渡って条例の必要性、目的、方向性、理念等基本的な事を議論しましたが、これを一つにまとめられる状況でしょうか。それが基本にありまして、そこから発生する細かい事が沢山あると思いますので、根本がある程度見える形で今後協議する内容はそこに及んでくるのかと思いますが、今まで議論してきたいじめや不登校や虐待が例だと思います。後は役割分担としては、市や家庭、企業等の細かい組み立てが必要となると思います。条例の粗々の骨格だけでも出来る気がします。その根本は2回に渡り議論したものが程度絞られれば、本当はその先が進み易いのかと思います。以上です。

【野村委員】 今回3グループのまとめで、きわめて端的に理念、方向性として出されたのかと思います。だいたい前半の部分は出来ているのかなと思います、いかがでしょうか。

【小林委員】 それを含めて具体的な文言化していく方が見えてくる気がします。だいたいほんわかと皆さんは理解しているとは思いますが、この文言が良いのかとか、基本理念は前回もやりましたが変わる事のない基本的なとらえ方です。市の責務とは何なのか。子どもにやさしいまちの根幹はどんな事なのかなどを、一つの文言化にして、それをたたき台にして議論した方が、もっと共通項が早くなるのではないかと。どこが一致してなくてどこが一致しているのかということがみえてくるので、委員長に次回からお願い出来たらと思います。

【委員長】 よくわかりました。他はどうでしょうか。

【木村委員】 私は市民憲章での議論をしましたが、先ほど「子ども条例」ではなくて「権利条例」の方が良いと言った話がありますが、私は「いじめ防止条例」やその他いろんな条例がありますが、そういう必要な条例などが作れる「子ども条例」であった方が良いと私個人では思っています。「子ども条例」がある事によって、市が今必要なものを作りあげる土台になる条例にした方が良いと思います。「権利条例」だとそれだけになってしまう。子どもを真ん中にしながら子どものための条例を作り上げ、それに必要なものを行政や関係機関の施策が出来やすいようにするのが、一番良いと思います。そういう意味では「子ども条例」が基礎にあって、それからいろんなものが作り上げる事が出来る条例化の方が良いと思います。全体的には2つに分かれるのではなく良いものを作る上で、皆さんで話合うことが必要であると思います。ただ権利だけを問うのだけではなく、いろんな面から「子ども条例」は作り上げるべきだと思います。

【委員長】 今回と前回の記録を精査して、次回について方向性を検討していく事になりますが、そろそろたたき台を見ながら話合っていく時期に来ているのかと思います。事務局と打ち合わせをして考えて行きたいと思います。1月の検討委員会の前までに委員長としても考えて行きたいと思います。それでは、次回の日程について事務局からお願いします。

【事務局】 次回第13回の日程についてですが、12月が市議会の開催月となっておりますので、1月に開催したいと考えております。今のところ日程的には、1月22日から24日くらいまでを考えております。改めて皆様にご照会をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。